

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第32号

令和4年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年5月11日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊 藤 芳 久

記

- 1 期 日 令和4年5月19日（木）
- 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場
- 3 付議事件
  - (1) 議席の一部変更及び議席の指定
  - (2) 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会副議長の選挙
  - (3) 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
  - (4) 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
  - (5) 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
  - (6) 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について

---

○会 期

令和4年5月19日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1 番	平 瀬 敬 久	議 員	2 番	猪 俣 直 行	議 員
3 番	藤 野 登	議 員	4 番	高 橋 劍 二	議 員
5 番	武 井 誠	議 員	6 番	金 泉 婦 貴 子	議 員
7 番	石 井 寛	議 員	8 番	漆 畑 和 司	議 員

不応招議員（なし）

## 令和4年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会臨時会

○議事日程（第1号） 令和4年5月19日

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の一部変更及び議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 議案第4号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第5号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第6号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第7号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例について

午前10時00分開会

出席議員（8名）

1番	平瀬敬久	議員	2番	猪俣直行	議員
3番	藤野登	議員	4番	高橋劍二	議員
5番	武井誠	議員	6番	金泉婦貴子	議員
7番	石井寛	議員	8番	漆畑和司	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	齊藤芳久	副企業長	石川清
事務局長	藤井裕基	事務局長	前原民子
事務局長	薄井貴行	事務局長	高篠保
総務課長	小林栄		

事務局職員出席者

書記	波田敦也	書記	和田巧
書記	島田夏実		

### ◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 高橋剣二議長 現在の出席議員は8人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまより令和4年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



### ◎議長開会の挨拶

- 高橋剣二議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆さん、おはようございます。本日は、令和4年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会臨時会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には公私ともご多用の中全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、依然終息が見通せず、低迷する社会経済にある中、さらに原油、小麦など物価の高騰などもあり、非常に厳しい状況が続いてございます。当企業団におきましても、一層の経営効率化に努め、計画的な施設更新、水道利用者へのサービス向上に努めていかなければなりません。議員の皆様をはじめ関係各位におかれましては、今後ともご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、本日提出されました議案は4件でございます。何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てが終了できますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。



### ◎企業長の挨拶

- 高橋剣二議長 それでは、企業長より発言を求められておりますので、これを許可します。

齊藤企業長。

- 齊藤芳久企業長 議員の皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、今臨時会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスに関しましては、国内で初感染が確認されてから2年以

上が経過しましたが、いまだに終息の見通しは立っておりません。また、緊迫したウクライナ情勢も相まって、原材料価格の高騰など市民生活は厳しい状況が続いております。当企業団におきましては、坂戸、鶴ヶ島17万市民の生活を支える水道水の供給に影響が生じることのないよう、気を引き締めて事業運営に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本日ここに令和4年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましてはご多忙の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。当面する重要案件につきまして、ご審議いただきますことは、当企業団の発展のため、誠にありがたく、厚く御礼申し上げます。

また、常日頃より水道事業の進展のためにご尽力いただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

今臨時会に提案申し上げました議案は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてなど4議案であり、いずれも条例の一部改正でございます。

内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。



### ◎諸般の報告

○高橋剣二議長 日程第1、諸般の報告を行います。

去る4月21日、会議規則第137条第1項の規定に基づき、友田雅明議員、弓削勇人議員、柴田文子議員、加藤則夫議員より議員の辞職願が提出され、同日付で許可をいたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告をいたします。



### ◎仮議席の指定

○高橋剣二議長 この際、議事進行上、去る4月21日、坂戸市議会臨時会におきまして坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員に新たに当選されました藤野登議員、武井誠議員、猪俣直行議員、石井寛議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

---

◇

◎諸報告

- 高橋剣二議長 次に、今臨時会の議事日程及び出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

---

◇

◎議席の一部変更及び議席の指定

- 高橋剣二議長 日程第2、議席の一部変更及び議席の指定を行います。

先般の坂戸市議会臨時会におきまして、藤野登議員、武井誠議員、猪俣直行議員、石井寛議員が当企業団議会議員に当選されましたことに関連し、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、3番、平瀬敬久議員を1番に変更し、今回新たに当選されました猪俣直行議員の議席を2番に、藤野登議員の議席を3番に、武井誠議員の議席を5番に、石井寛議員の議席を7番に指定いたします。

議席番号に従いまして、それぞれ議席へご着席を願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

- 高橋剣二議長 それでは、再開いたします。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

- 高橋剣二議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において

1 番 平 瀬 敬 久 議 員

2 番 猪 俣 直 行 議 員  
を指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定

○高橋剣二議長 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

◇

### ◎議案の朗読省略

○高橋剣二議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することにいたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。

---

◇

### ◎副議長の選挙

○高橋剣二議長 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。副議長の選挙は、指名推選の方法をとりたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選において行います。

お諮りいたします。指名については、石井寛議員において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、石井寛議員において指名することに決定いたしました。

それでは、石井寛議員、指名をお願いいたします。

○7番 石井 寛議員 副議長に武井誠議員をお願いいたします。

○高橋剣二議長 ただいま石井寛議員において指名いただきました武井誠議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました武井誠議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました武井誠議員が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。



### ◎副議長就任の挨拶

○高橋剣二議長 それでは、武井誠議員、自席におきまして就任のご挨拶をお願いいたします。

○武井 誠副議長 副議長に選出いただきました武井誠でございます。責任の重さを自覚し、高橋議長を助け、円滑かつ民主的な議事運営がなされますように努力いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○高橋剣二議長 副議長選挙におきましてご協力いただき、ありがとうございました。



### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第6、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

- 齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第4号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由をご説明申し上げます。

職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正に伴い、国の職員のサービスの宣誓の実施方法については、任命権者の対面での宣誓書への署名を不要とし、宣誓書を任命権者に提出することのみを定めるとされておりました。このことを踏まえ、企業団においても職員のサービスの宣誓の実施方法を改めるとともに、併せて国及び構成市の規定に準じ、天災時の理由により職員が宣誓書の提出をしないで職務に従事したときは、その理由がやんだ後、速やかに提出すればよいことを定めるなど、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

- 高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

- 高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 高橋剣二議長 日程第7、議案第5号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の育児休業等

に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

- 齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第5号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由をご説明申し上げます。

本案は、人事院規則等の一部改正を踏まえ、職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するための措置について規定するものであります。

また、これまで部分休業については、その承認等に関し坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業就業規則に定め、実施してきたところですが、構成市と同様に本条例に定めることとしたいので、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

1番、平瀬敬久議員。

- 1番 平瀬敬久議員 1番、平瀬敬久です。ただいま議題となっております議案第5号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに関し、1点質疑いたします。

今回の改正内容は、全て人事院規則の改正に沿ったものか、それとも一部異なる部分があるものか、伺います。

- 高橋剣二議長 小林総務課長。

- 小林 栄総務課長 平瀬議員さんのご質疑にお答えいたします。

今回の一部改正は、主に人事院規則の改正によるものと、これまで就業規則に定めていた規定を条例に定め直すものの2点を組み込む内容となっております。人事院規則の改正については、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認、研修の実施、相談体制等について規定しております。

就業規則から条例に定め直す内容については、小学校未就学児を養育するために取得する部分休業に関する規定でございます。

以上でございます。

- 高橋剣二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第5号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第8、議案第6号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第6号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由及びご説明を申し上げます。

職員の期末手当の額については、人事院勧告を尊重するという基本姿勢に立ち、国の給与改定に準じ、坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正により引下げを行ったところであります。

本案は、職員の給与改定に準じ、議会議員、企業長及び副企業長の期末手当の額を改定いたしたく提案するものです。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第6号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第9、議案第7号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第7号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例についての提案理由をご説明申し上げます。

本案は、行政手続等に係る押印の見直し等に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、監査委員による例月出納検査資料への署名押印並びに決算審査意見書への署名押印について廃止するものであります。また、併せて地方公営企業法に規定する決算に関する審査並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する資金不足比率及び、その算定の基礎となる事項を記載した書類の審査に係る意見については、審査に付された日から50日以内に企業長に提出しなければならない旨を定めるものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

1 番、平瀬敬久議員。

○1 番 平瀬敬久議員 1 番、平瀬敬久です。ただいま議題となっております議案第 7 号坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例についてに関し、2 点質問いたします。

1 点目は、現行の第 4 条の改正について、2 点目は現行の第 7 条の改正についてです。初めに、1 点目、現行の第 4 条の改正について伺います。現行の第 4 条には、押印に関するもの以外に検査年月日の記載に関する記述があります。この部分がどうなるのかについて伺います。

続きまして、2 点目、現行の第 7 条の改正についてです。現行の第 7 条は、地方公営企業法に関する記載のみですが、改正後の第 6 条にはそれ以外に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が追加されています。この追加はなぜなのかについて伺います。

以上、2 点伺います。

○高橋剣二議長 1 点目だけもう一度。

1 番、平瀬敬久議員。

○1 番 平瀬敬久議員 すみません。今 2 つまとめて聞いてしまいましたので、改めて 1 点目のみお聞きいたします。

1 点目、現行の第 4 条には押印に関するもの以外に、検査年月日の記載に関する記述があります。この部分がどうなるのかについて伺います。

○高橋剣二議長 小林総務課長。

○小林 栄総務課長 平瀬議員さんのご質問にお答えいたします。

例月出納検査後、監査委員は、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議長並びに企業長へその検査結果を報告しております。当該検査報告書には、検査場所、出席者等の情報とともに、検査日時も記載されておりますので、現金出納簿への検査年月日記載は必要ないものと判断したところでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1 番、平瀬敬久議員。

○1 番 平瀬敬久議員 分かりました。

続きまして、2 点目です。現行の第 7 条の改正について伺います。現行の第 7 条は、地方公営企業法に関する記載のみですが、改正後の第 6 条にはそれ以外に地方公共団体の財政の健全化に関する法律についての部分が追加されています。それはなぜなのかについて伺います。

○高橋剣二議長 小林総務課長。

○小林 栄総務課長 お答えいたします。

資金不足比率の審査等についての意見につきましては、これまでも地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員から企業長へ提出され、議会に報告させていただいているところでございます。今般の押印見直しに伴い、条文を改正するに当たりまして、当該意見の提出について条例に明文化するとともに、提出期限を定めるものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、平瀬敬久議員。

○1番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

ただいまの答弁の中で、条例を改正するに当たりまして当該意見の提出について条例を明文化するとともに、提出期限を定めるものでございます。提出期限を定めるものという答弁がありました。この改正後の第6条では、その提出期限について、50日以内との記載が追加されています。それはなぜなのか。この50日以内とする根拠も含めて伺います。

○高橋剣二議長 小林総務課長。

○小林 栄総務課長 お答えいたします。

地方公営企業法では、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて、遅くとも当該事業年度終了後、3月経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならないと規定されております。当企業団の決算の調製は、当該年度終了後、5月末日までに終了することとなっており、6月初旬に監査委員に審査を依頼しますので、8月定例会において決算議案を上程することを踏まえまして、提出の期限を50日以内とすることが適当と判断したところでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第7号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員条例の一部を改正

する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎議長の挨拶

○高橋剣二議長 それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席いただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会臨時会が開会され、提出されました議案につきましては慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたことを心より御礼申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変お忙しい時期を迎えますが、議員各位をはじめご参会の皆様におかれましては、健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためご尽力をいただきますことを心よりお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。



### ◎企業長の挨拶

○高橋剣二議長 企業長から発言を求められておりますので、これを許可します。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集いただき、ご提案申し上げました議案につきまして慎重ご審議、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

また、本臨時会におきまして副議長に当選されました武井議員におかれましては、今後の水道行政につきましてなお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

夏の気配が少しずつ濃くなってまいりましたが、皆様健康には十分ご留意いただき、水道事業並びに地方自治発展のためご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

---

◇

◎閉会の宣告

(午前10時25分)

○高橋剣二議長 これをもちまして、令和4年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会臨時会の議事を閉じ、閉会いたします。

本日は大変お疲れさまでした。